

漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について

	21水漁第3038号
	平成22年3月30日
	水産庁長官通知
一部改正	22水漁第484号
	平成22年5月25日
	22水漁第2192号
	平成23年3月14日
	23水漁第521号
	平成23年5月31日
	23水漁第2191号
	平成24年4月1日
	24水漁第1938号
	平成25年4月1日
	25水漁第677号
	平成25年6月24日
	25水漁第1555号
	平成26年2月6日
	25水漁第1793号
	平成26年3月20日
	26水漁第1296号
	平成27年2月3日
	27水漁第1466号
	平成28年1月20日
	28水漁第1569号
	平成29年3月31日
	29水漁第1415号
	平成30年3月23日
	30水漁第1135号
	平成31年1月18日
	元水漁第1743号
	令和2年3月27日
	2水漁第1285号
	令和3年3月26日

第1 漁業用燃油価格安定対策事業

1 漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領（平成22年3月30日付け21水漁第3037号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第4の2の（1）の漁業用燃油価格安定対策事業に係る参加契約の締結については、次に定めるところによる。

（1）参加契約には、次の事項を定めるものとする。

ア 積立申込みの受付及び取りまとめに関する事項

イ 燃油購入数量の申込みの受付及び取りまとめに関する事項

ウ 申込数量が燃油の使用実態に照らして過大ではないことの証明に関する事項

エ 購入数量報告の受付及び取りまとめに関する事項

オ 事業主体との協力に関する事項

カ 契約の解約に関する事項

キ 契約対象期間に関する事項

ク その他契約を適正かつ円滑に履行するために必要な事項

（2）参加契約の期間は、3年間とする。

（3）セーフティーネットの構築に参画しようとする漁連等は、事業主体に対し、参加契約の申請を行う。

（4）参加契約は、その契約対象期間の開始前に締結しなければならない。

2 実施要領第4の3の（1）の積立契約の締結については、次に定めるところによる。

（1）事業主体は、漁業者が申し込む積立契約について、事前に次の内容を明らかにしてお

くものとする。

ア 事業年度ごとの燃油購入予定数量の設定に関する事項

イ 燃油補填積立金の納入に関する事項

ウ 燃油購入数量の報告に関する事項

エ 漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付に関する事項

オ 漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の返還等に関する事項

カ 契約の解約等に関する事項

キ 契約対象期間

ク 個人情報の保護に関する事項

ケ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

(2) 積立契約の期間は、3年間とする。ただし、東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約であって、年度の途中で申込があったもの（被災後初めて契約するものに限る。）の期間については、申込があった年度の翌々年度の末日までの期間とする。

(3) 事業主体との間に実施要領第4の2の(1)の参加契約を締結した漁連等（以下第1において「契約漁連等」という。）は、セーフティーネットへの加入を希望する漁業者の積立申込の申請書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。

(4) 事業主体は、内部手続の後、契約漁連等を経由して積立申込みをした漁業者に加入の通知をするものとする。

(5) (3) 及び (4) による積立契約の締結は、その契約対象期間の開始前にしなければならない。

(6) 契約漁連等は、地域の漁業者（契約漁連等が漁業種類別団体の場合にあっては、当該団体の関係漁業種類を営む漁業者）がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込の受付その他当該漁業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。

3 実施要領第4の3の(2)の事業年度ごとの燃油購入予定数量については、次に定めるところによる。

(1) 契約漁連等は、加入者の燃油購入予定数量の申込み書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。

(2) 契約漁連等は、加入者の提出した数量申込の申請数量が、当該加入者の漁業の実態からみて過大でない場合には、その旨の証明を付すものとする。

4 実施要領第4の4の(1)の燃油補填積立金の納入及び(2)の燃油補填積立金の精算については、次に定めるところによる。

(1) 燃油補填積立金の単価の上限

水産庁長官は、燃油価格の動向、実施要領第7の2の(2)のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の状況その他の事情を考慮して漁業用燃油の単位数量1キロリットル当たりの燃油補填積立金の額の上限を定め、事業主体に通知する。これを変更する場合も、同様とする。

(2) 燃油補填積立金の納入

加入者は、水産庁長官が(1)の規定に基づき定め、又は変更した額に、実施要領第4の3の(2)の燃油購入数量を乗じて得た額を上限として、一括払又は分割払の方法により、実施要領第6の(1)の規定により事業主体が定める手続に従って燃油補填積立金を納入する。

(3) 燃油補填積立金の精算

事業主体は、積立契約の期間満了時において、当該積立契約の期間が満了する加入者に係る燃油補填積立金の残額がある場合には、(2)により定められた積立金とは別に、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越す。ただし、加入者がセーフティーネットからの脱退を希望する場合には、当該加入者の積立金の残額を返還する。

(4) 契約漁連等の協力

契約漁連等は、燃油補填積立金の納入及び精算について、事業主体に対し必要な協力をを行うものとする。

5 実施要領第4の5の燃油の購入数量の報告については、次に定めるところによる。

(1) 事業主体は、漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の実施の有無を、契約漁連等に速やかに通知するものとし、契約漁連等は、加入者に対して、各四半期ごとに燃油の購入実績報告（別紙様式第1号）を行うよう指示するものとする。

(2) 契約漁連等は、加入者から提出された購入実績報告について、裏付け帳票との照合等

により適切であることを確認の上、取りまとめ、各四半期の末日から 60 日以内に、その結果を事業主体に報告する。

(3) 契約漁連等は、燃油の購入実績報告について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。

6 実施要領第 4 の 6 の漁業用燃油価格差補填金の交付については、次に定めるところによる。

(1) 漁業用燃油価格差補填金の交付

漁業用燃油価格差補填金の交付は、四半期ごとに、当該四半期の平均原油価格（別紙算式 I により算出される価格をいう。以下同じ。）が直前 7 年間の原油価格のうち、高値 1 年間分と安値 1 年間分を除いた 5 年間分の平均原油価格（別紙算式 II により算出される価格。以下「7 中 5 平均原油価格」という。）を超えた場合について、(2) の規定による漁業用燃油価格差補填金の単価に、加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除したいずれか少ない数量を乗じて得た額を限度として加入者に交付するものとする。

(2) 漁業用燃油価格差補填金の単価

漁業用燃油の単位数量 1 キロリットル当たりの漁業用燃油価格差補填金の額（以下「漁業用燃油価格差補填金単価」という。）は、別紙算式 III により算出された額を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。

(3) 漁業用燃油価格差補填金の交付額

① 事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の額は、実施要領第 7 の 2 の (2) のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における燃油補填積立金残高（以下「積立残額」という。）の 2 倍を限度とする。

② ①の規定にかかわらず、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格に 108.5% を乗じた価格（以下「108.5% 価格」という。）を超える場合において、積立残額が 108.5% 価格から当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の 2 分の 1 に相当する額（以下「通常対策（第 1 号）相当額」という。）を超えるときは、事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の額は、実施要領第 7 の 2 の (2) のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、通常対策（第 1 号）相当額の 2 倍に、積立残額から通常対策（第 1 号）相当額を控除して得た額の 3 倍を加えて得た額を限度とする。

(4) 付加補填金の交付

(1) に定めるもののほか、各加入者の判断に応じて、漁業用燃油価格差補填金単価に相当する額（10,000 円を上限とする。）に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を各加入者の積立残額の範囲内で漁業用燃油価格差補填金として交付することができる。

(5) 契約漁連等の協力

契約漁連等は、加入者に対する漁業用燃油価格差補填金の交付について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。

7 実施要領第 4 の 7 の漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付については、次に定めるところによる。

(1) 漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付

① 漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付は、四半期ごとに、次の要件を満たす平均原油価格の上昇（以下「急騰」という。）があった場合について、(2) の規定による漁業用燃油価格急騰対策補填金の単価に、加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を限度として加入者に交付することとする。

- ア 当該四半期の平均原油価格が直前四半期の平均原油価格に 120%を乗じた価格以上となる場合
- イ アの要件を満たさない場合にあつては、当該四半期の平均原油価格が当該四半期の前年同四半期の平均原油価格に 120%を乗じた価格以上となる場合
- ウ ア及びイの要件を満たさない場合にあつては、当該四半期の平均原油価格が当該四半期の 2 年前の同四半期の平均原油価格に 140%を乗じた価格以上となる場合

ただし、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格に 85%を乗じた価格未満の場合にあつては、交付しないこととする。

- ② ①の規定にかかわらず、直前四半期（（1）の①のイ又はウに該当する場合は、前年同四半期）において、平均原油価格が 7 中 5 平均原油価格を超える場合は、漁業用燃油価格急騰対策補填金は交付しない。
- (2) 漁業用燃油価格急騰対策補填金の単価
 - ① 漁業用燃油の単位数量 1 キロリットル当たりの漁業用燃油急騰対策補填金の額は、当該四半期の平均原油価格から直前四半期の平均原油価格（（1）の①のイ又はウに該当する場合は、当該四半期の前年同四半期の平均原油価格）を控除して得た額の 4 分の 3 の額を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。
 - ② 当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格を超える場合は、6 の（1）の規定にかかわらず、同（2）の規定による漁業用燃油価格差補填金の単価は適用しない。
- (3) 漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付額
事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格急騰対策補填金の額は、実施要領第 7 の 2 の（2）のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における積立残額の 2 倍を限度とする。
- (4) 付加補填金の交付
（1）に定めるもののほか、各加入者の判断に応じて、当該四半期の平均原油価格から直前四半期の平均原油価格（7 の（1）の①のイ又はウに該当する場合は、当該四半期の前年同四半期の平均原油価格）を控除して得た額の 4 分の 1 に相当する額に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を各加入者の積立残額の範囲内で漁業用燃油価格急騰対策補填金として交付することができる。
- (5) 契約漁連等の協力
契約漁連等は、加入者に対する漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。

第 2 養殖用配合飼料価格安定対策事業

- 1 実施要領第 5 の 2 の（1）の養殖用配合飼料価格安定対策事業に係る参加契約の締結については、次に定めるところによる。
 - (1) 参加契約には、次の事項を定めるものとする。
 - ア 積立申込の受付及び取りまとめに関する事項
 - イ 配合飼料購入数量の申込の受付及び取りまとめに関する事項
 - ウ 申込数量が配合飼料の使用実態に照らして過大ではないことの証明に関する事項
 - エ 購入数量報告の受付及び取りまとめに関する事項
 - オ 事業主体との協力に関する事項
 - カ 契約の解約に関する事項
 - キ 契約対象期間に関する事項
 - ク その他契約を適正かつ円滑に履行するために必要な事項
 - (2) 参加契約の期間は、3 年間とする。
 - (3) セーフティーネットの構築に参画しようとする漁連等は、事業主体に対し、参加契約の申請を行う。
 - (4) 参加契約は、その契約対象期間の開始前に締結しなければならない。
- 2 実施要領第 5 の 3 の（1）の積立契約の締結については、次に定めるところによる。
 - (1) 事業主体は、養殖業者が申し込む積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。

- ア 事業年度ごとの配合飼料購入予定数量の設定に関する事項
 - イ 配合飼料補填積立金の納入に関する事項
 - ウ 配合飼料購入数量の報告に関する事項
 - エ 養殖用配合飼料価格差補填金の交付に関する事項
 - オ 養殖用配合飼料価格差補填金の返還等に関する事項
 - カ 契約の解約等に関する事項
 - キ 契約対象期間
 - ク 個人情報の保護に関する事項
 - ケ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項
- (2) 積立契約の期間は、3年間とする。ただし、東日本大震災の被災養殖業者に係る積立契約であって、年度の途中で申込があったもの（被災後初めて契約するものに限る。）の期間については、申込があった年度の翌々年度の末日までの期間とする。
- (3) 事業主体との間に実施要領第5の2の(1)の参加契約を締結した漁連等（以下第2において「契約漁連等」という。）は、セーフティーネットへの加入を希望する養殖業者の積立申込の申請書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
- (4) 事業主体は、内部手続の後、契約漁連等を経由して積立申込みをした養殖業者に加入の通知をするものとする。
- (5) (3)及び(4)による積立契約の締結は、その契約対象期間の開始前にしなければならない。
- (6) 契約漁連等は、地域の養殖業者（契約漁連等が養殖業種類別団体の場合にあつては、当該団体の関係養殖業種類を営む養殖業者）がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込みの受付その他当該養殖業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。
- 3 実施要領第5の3の(2)の事業年度ごとの配合飼料購入予定数量については、次に定めるところによる。
- (1) 契約漁連等は、加入者の配合飼料購入予定数量の申込み書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
- (2) 契約漁連等は、加入者の提出した数量申込の申請数量が、当該加入者の養殖業の実態からみて過大でない場合には、その旨の証明を付すものとする。
- 4 実施要領第5の4の(1)の配合飼料補填積立金の納入及び(2)の配合飼料補填積立金の精算については、次に定めるところによる。
- (1) 配合飼料補填積立金の単価の上限
水産庁長官は、配合飼料及び輸入原料価格の動向、実施要領第7の2の(2)のイに規定する養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金額の状況その他の事情を考慮して、養殖用配合飼料の単位数量1トン当たりの配合飼料補填積立金の額の上限を定め、毎年度事業主体に通知する。
- (2) 配合飼料補填積立金の納入
加入者は、水産庁長官が(1)の規定に基づき定めた額に、実施要領第5の3の(2)の配合飼料購入数量を乗じて得た額を上限として、一括払又は分割払の方法により、実施要領第6の(1)の規定により事業主体が定める手続に従って配合飼料補填積立金を納入する。
- (3) 配合飼料補填積立金の精算
事業主体は、積立契約の期間満了時において、当該積立契約の期間が満了する加入者に係る配合飼料補填積立金の残額がある場合には、(2)により定められた積立金とは別に、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越す。ただし、加入者がセーフティーネットからの脱退を希望する場合には、当該加入者の積立金の残額を返還する。
- (4) 契約漁連等の協力
契約漁連等は、配合飼料補填積立金の納入及び精算について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。
- 5 実施要領第5の5の配合飼料の購入数量の報告については、次に定めるところによる。
- (1) 事業主体は、養殖用配合飼料価格差補填金の交付の実施の有無を、契約漁連等に速やかに通知するものとし、契約漁連等は、加入者に対して、各四半期ごとに配合飼料の購入実績報告（別紙様式第2号）を行うよう指示するものとする。
- (2) 契約漁連等は、加入者から提出された購入実績報告について、裏付け帳票との照合等により適切であることを確認の上、取りまとめ、各四半期ごとにその結果を事業主体に

報告する。

- (3) 契約漁連等は、配合飼料の購入実績報告について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。
- 6 実施要領第5の6の養殖用配合飼料価格差補填金の交付については、次に定めるところによる。

(1) 養殖用配合飼料価格差補填金の交付

養殖用配合飼料価格差補填金の交付は、四半期ごとに、当該四半期に係る基準配合飼料価格（別紙算式Ⅳにより算出される価格をいう。以下同じ。）が直前7年間の配合飼料価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均配合飼料価格（別紙算式Ⅴにより算出される価格）を超えた場合について、(2)の規定による養殖用配合飼料価格差補填金の単価に、加入者ごとの当該四半期の配合飼料購入実績数量又は当該事業年度に設定した配合飼料購入予定数量から当該事業年度において養殖用配合飼料価格差補填金の交付対象となった配合飼料購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない額を乗じて得た額を限度として加入者に交付するものとする。

(2) 養殖用配合飼料価格差補填金の単価

養殖用配合飼料の単位数量1トン当たりの養殖用配合飼料価格差補填金の額は、別紙算式Ⅵにより算出された額を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。

(3) 養殖用配合飼料価格差補填金の交付額

事業主体が四半期ごとに交付する養殖用配合飼料価格差補填金の額は、実施要領第7の2の(2)のイに規定する養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における配合飼料補填積立金残高の2倍を限度とする。

(4) 契約漁連等の協力

契約漁連等は、加入者に対する養殖用配合飼料価格差補填金の交付について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。

第3 漁業用燃油特別対策

1 漁業用燃油特別対策

漁業用燃油特別対策（以下「特別対策」という。）による漁業用燃油価格差補填金については、第3に特別の定めがある場合を除くほか、この通知の他の規定の定めるところによる。

2 特別対策の対象者

第3の規定は、平成25年12月末までに積立契約を締結した加入者であって、令和2年度まで継続して特別対策に加入していた者（年度途中で脱退した者を除く。）に適用する。ただし、次のいずれかに該当する者においては、令和3年3月末までに積立契約を締結した加入者に適用する。

(1) 平成26年1月以降、新たに漁業に従事した者

(2) けが、病気により平成25年7月から同年12月までの間、操業できなかった者

3 特別対策発動価格

第3において「特別対策発動価格」とは、当該四半期に適用される7中5平均原油価格に117%を乗じた価格とする。

4 特別対策補填金の交付

第1の6の(1)の規定にかかわらず、第3の規定による漁業用燃油価格差補填金の交付は、第1の6の(1)の場合であって、特別対策発動価格が当該四半期の平均原油価格を下回り、かつ、当該四半期に適用される7中5平均原油価格を超えるときに、水産庁長官が別に定める加入者に行うものとする。

5 特別対策補填金の交付額

第1の6の(3)の規定にかかわらず、当該四半期の末日における積立残額が特別対策発動価格から当該四半期に適用される7中5平均原油価格を控除して得た価格に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の12分の5に相当する額（以下「通常対策（第2号）相当額」という。）を超える場合には、第3の規定による漁業用燃油価格差補填金については、実施要領第7の2の(2)のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、通常対策（第2号）相当額の2.4倍に、積立残額から通常対策（第2号）相当額を控除して得

た額の4倍を加えて得た額を限度とする。

6 付加補填金の交付

4に定めるもののほか、各加入者の判断に応じて、漁業用燃油価格差補填金単価に相当する額(10,000円を上限とする。)に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を各加入者の積立残額の範囲内で特別対策補填金として交付することができる。

7 差額の調整

- (1) 加入者が死亡、災害等やむを得ない理由なく第3の規定による漁業用燃油価格差補填金の交付を受ける要件を満たしていない場合には、事業主体は、当該加入者に対して、第3の規定により国から当該加入者に対し補助された額に相当する額から第3の規定が適用されなかった場合に国から補助される額に相当する額を控除して得た差額を、燃油補填積立金との相殺、以後に交付される漁業用燃油価格差補填金との相殺、返還等により調整するものとする。
- (2) 当該加入者が(1)の返還に応じない場合には、事業主体は、当該加入者に対し、以後に払い戻される燃油補填積立金の払戻しの停止、以後の積立契約の締結の拒否等の措置を講ずるものとする。

附則(平成24年4月1日)

- 第1の2の(2)及び第2の2の(2)の規定にかかわらず、平成24年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成27年3月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 平成24年1月から3月の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金及び養殖用配合飼料価格差補填金の交付については、なお、従前の例によるものとする。
- 第1の6の(1)の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金の交付は、当該四半期の平均原油価格がそれぞれ次の算式により算出された額を越えた場合に行うものとする。

平成24年4月から6月の四半期	$Pft_1 = Pt \times 1.15$
平成24年7月から9月の四半期	$Pft_2 = Pt \times 1.10$
平成24年10月から12月の四半期	$Pft_3 = Pt \times 1.05$

- 第1の6の(2)の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る漁業用燃油1キロリットル当たりの燃油補填金の額は、それぞれ次の算式により算出された額を限度とするものとする。

平成24年4月から6月の四半期	$Pc = Pq - Pft_1$
平成24年7月から9月の四半期	$Pc = Pq - Pft_2$
平成24年10月から12月の四半期	$Pc = Pq - Pft_3$

- 第2の6の(1)の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る養殖用配合飼料価格差補填金の交付は、当該四半期に係る基準輸入原料価格がそれぞれ次の算式により算出された額を越えた場合に行うものとする。

平成24年4月から6月の四半期	$Pft_1 = Pt \times 1.15$
平成24年7月から9月の四半期	$Pft_2 = Pt \times 1.10$
平成24年10月から12月の四半期	$Pft_3 = Pt \times 1.05$

- 第2の6の(2)の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る養殖用配合飼料1トン当たりの配合飼料補填金の額は、それぞれ次の算式により算出された額を限度とするものとする。

平成 24 年 4 月から 6 月の四半期	別紙算式Ⅶの（１）に該当しない場合	$A = Pfq - Pft_1$
	別紙算式Ⅶの（１）に該当する場合	$A' = A - \{ (Pfq - Pft) - (F - Ft) \}$
平成 24 年 7 月から 9 月の四半期	別紙算式Ⅶの（１）に該当しない場合	$A = Pfq - Pft_2$
	別紙算式Ⅶの（１）に該当する場合	$A' = A - \{ (Pfq - Pft) - (F - Ft) \}$
平成 24 年 10 月から 12 月の四半期	別紙算式Ⅶの（１）に該当しない場合	$A = Pfq - Pft_3$
	別紙算式Ⅶの（１）に該当する場合	$A' = A - \{ (Pfq - Pft) - (F - Ft) \}$

附則（平成 25 年 4 月 1 日）

第 1 の 2 の（２）及び第 2 の 2 の（２）の規定にかかわらず、平成 25 年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成 28 年 3 月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。

附則（平成 25 年 6 月 24 日）

- 1 この通知は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 の 1 の（４）の規定にかかわらず、平成 25 年 4 月 1 日を起算日とする参加契約の締結期限については、平成 25 年 12 月末とする。
- 3 第 1 の 2 の（２）の規定にかかわらず、平成 25 年 7 月から 12 月末までに締結する積立契約については、平成 28 年 3 月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 4 第 1 の 2 の（５）の規定にかかわらず、平成 25 年 7 月から 12 月末までに締結する積立契約の締結期限については、次の期日を起算日とする積立契約に応じて、それぞれ次の締結期限とする。
 - （１）平成 25 年 7 月 1 日を起算日とする積立契約 平成 25 年 8 月末まで
 - （２）平成 25 年 10 月 1 日を起算日とする積立契約 平成 25 年 10 月末まで
 - （３）平成 26 年 1 月 1 日を起算日とする積立契約 平成 25 年 12 月末まで
- 5 第 1 の 4 の（２）に基づき、特例として平成 25 年 7 月から 12 月までに実施する燃油補填金積立金の積増しは、加入者ごとに 1 回に限るものとする。

附則（平成 26 年 2 月 6 日）

この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 20 日）

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 の 2 の（２）及び第 2 の 2 の（２）の規定にかかわらず、平成 26 年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成 29 年 3 月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。

附則（平成 27 年 2 月 3 日）

- 1 この通知は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 第 1 の 2 の（２）及び第 2 の 2 の（２）の規定に関わらず、平成 27 年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成 30 年 3 月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 3 第 4 の 2 及び 3 の規定に関わらず、平成 27 年 3 月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、なお従前のとおりとする。
- 4 第 5 の 5 の（２）①の規定に関わらず、平成 25 年度補正予算で行った省燃油活動推進事業については、平成 26 年度末を超えて行う事業の経費は助成の対象外とし、事業の精算については、27 年度に行うことができるものとする。
- 5 平成 25 年度補正予算で行った第 5 の省燃油活動推進事業及び第 6 の省エネ機器等導入推進事業については、第 5 の 5 の（２）①を除き、なお従前の例による。

附則（平成 28 年 1 月 20 日）

- 1 この通知は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 第 1 及び第 3 の規定については、平成 27 年度第 4 四半期から適用する。
- 3 第 1 の 2 の（2）及び第 2 の 2 の（2）の規定にかかわらず、平成 28 年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成 31 年 3 月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 4 第 3 の 2 の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、なお従前のおりとする。
- 5 平成 26 年度補正予算で行った省燃油活動推進事業及び省エネ機器等導入推進事業については、なお従前の例による。

附則（平成 29 年 3 月 31 日）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 の 2 の（2）及び第 2 の 2 の（2）の規定にかかわらず、平成 29 年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成 32 年 3 月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 3 第 3 の 2 の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、なお従前の例による。

附則（平成 30 年 3 月 23 日）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 1 月から 3 月までの四半期以前の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、この通知による改正後の第 3 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 1 月 18 日）

- 1 この通知は、平成 31 年 1 月 18 日から施行し、平成 30 年 10 月から 12 月までの四半期に係る補填金の交付から適用する。
- 2 平成 30 年 7 月から 9 月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金及び付加補填金の交付については、この通知による改正後の第 1 の 6 の（4）、7 の（4）及び第 3 の 6 の規定の例により、各加入者の判断に応じて、当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格から当該四半期の前年同四半期の平均原油価格を控除して得た額の 2 分の 1 に相当する額に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を各加入者の燃油補填積立金の残額の範囲内で交付することができる。
- 3 平成 31 年 1 月から 3 月までの四半期以前の四半期に係る特別対策の対象者については、この通知による改正後の第 3 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和 2 年 3 月 27 日）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 1 月から 3 月までの四半期以前の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、この通知による改正後の第 3 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和 3 年 3 月 26 日）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 1 月から 3 月までの四半期以前の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、この通知による改正後の第 3 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 紙

算 式 I

(平成 27 年 5 月まで)

$$P_m = \frac{(P_d + P_o) E}{2 \times 0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{m i}$$

P_m : 月平均原油価格

P_d : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

P_o : 「オマーン原油価格」の月平均価格

E : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の TTM
(電信仲値相場) 平均値

P_q : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の平均原油価格

$P_{m i}$: 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

(平成 27 年 6 月から 27 年 12 月まで)

$$P_m = \frac{P_d \times E}{0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{m i}$$

P_m : 月平均原油価格

P_d : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

E : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の TTM
(電信仲値相場) 平均値

P_q : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の平均原油価格

$P_{m i}$: 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

(平成 28 年 1 月以降)

$$P_m = 0.159 \frac{P_d \times E}{\sum_{i=1}^3 P_{mi}}$$

P_m : 月平均原油価格

P_d : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

E : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の各月の TTM (電信仲値相場) 平均値

P_q : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の平均原油価格

P_{mi} : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

算 式 II

(平成 27 年 12 月まで)

$$P_t = \frac{1}{60} \left(\sum_{i=1}^{84} p_{mi} - \left(\sum_{i=1}^{12} \max(p_{mi}) + \sum_{i=1}^{12} \min(p_{mi}) \right) \right)$$

P_t : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の直前 7 年間の原油価格のうち、高値 1 年間分と安値 1 年間分を除いた 5 年間分の平均原油価格

p_{mi} : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の直前 7 年間の各月の平均原油価格

$\max(p_{mi})$: p_m のうち i 番目に大きい値

$\min(p_{mi})$: p_m のうち i 番目に小さい値

(注 1) ドバイ原油価格については、信頼性の高い世界的な指標を使用するものとする

る。

(注2) 原油価格はドバイ原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)を除いて、円/klとする。

(平成28年1月以降)

$$P_t = \frac{1}{60} \left(\sum_{i=1}^{84} p_{mi} - \left(\sum_{i=1}^{12} \max(p_{mi}) + \left(\sum_{i=1}^{12} \min(p_{mi}) \right) \right) \right)$$

P_t : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油急騰対策補填金交付対象四半期の直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均原油価格

p_{mi} : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油急騰対策補填金交付対象四半期の直前7年間の各月の平均原油価格

$\max(p_{mi})$: p_m のうち*i*番目に大きい値

$\min(p_{mi})$: p_m のうち*i*番目に小さい値

(注1) ドバイ原油価格及びオマーン原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)については、信頼性の高い世界的な指標を使用するものとする。

(注2) 原油価格はドバイ、オマーン原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)を除いて、円/klとする。

算 式 Ⅲ

$$P_c = (P_q - P_t)$$

P_c : 単位数当たり漁業用燃油価格差補填金額

算 式 IV

$$Pfq = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 Pfmi$$

Pfq : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の平均配合飼料価格

Pfmi : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の各月の平均配合飼料価格

算 式 V

$$Pft = \frac{1}{60} \left(\sum_{i=1}^{84} Pfmi - \left(\sum_{i=1}^{12} \max(Pfmi) + \sum_{i=1}^{12} \min(Pfmi) \right) \right)$$

Pft : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の直前7年間の配合飼料価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均配合飼料価格

Pfmi : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の直前7年間に供給された配合飼料の各月の平均価格

max(pfmi) : Pfmのうちi番目に大きい値

min(pfmi) : Pfmのうちi番目に小さい値

算 式 VI

$$Pfc = Pfq - Pft$$

Pfc : 単位数当たり養殖用配合飼料価格差補填金額

年度四半期別 漁業用燃油購入実績報告書

年 月 日

事業主体の長 殿

(契約者)

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

漁業用燃油の購入実績	
<input type="checkbox"/> 第1四半期（4月～6月）	
<input type="checkbox"/> 第2四半期（7月～9月）	
<input type="checkbox"/> 第3四半期（10月～12月）	
<input type="checkbox"/> 第4四半期（1月～3月）	
A重油	リットル
軽油	リットル
ガソリン	リットル
〇〇〇〇	リットル
合計	リットル
契約者の燃油補填積立金からの任意取り崩しによる追加交付を希望する	<input type="checkbox"/>

* 四半期に「レ印」を入れ、油種別に記載して下さい。また、当該四半期において、契約者の燃油補填積立金からの任意取り崩しによる追加交付を希望する場合には、□に「レ印」を入れて下さい。

年度四半期別 養殖用配合飼料購入実績報告書

年 月 日

事業主体の長 殿

(契約者)
住所
氏名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

養殖用配合飼料の購入実績	
<input type="checkbox"/> 第1四半期 (4月～ 6月)	
<input type="checkbox"/> 第2四半期 (7月～ 9月)	
<input type="checkbox"/> 第3四半期 (10月～12月)	
<input type="checkbox"/> 第4四半期 (1月～ 3月)	
配合飼料	キログラム

* 四半期に「レ印」を記入して下さい。